

水田活用の直接支払交付金における 交付対象水田の見直しについて

現行ルール

交付対象水田の範囲

- 前年度に交付対象水田としたものから、以下に該当するものを除く。
- ・現況において非農地に転用された土地
 - ・3年間連續して作物の作付が行われていない農地
 - ・畠地化し水稻機能を喪失する等水稻の作付けが困難な農地として、次のいずれかに該当するもの
 - ①たん水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ②用水供給設備（用水路等）を有しない農地
 - ③撤去困難な園芸施設を有する農地

見直しの内容（R9年度から実施予定）

令和4年度以降、5年間一度も水張り（注）が行われていない農地は交付対象としない。

水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。ただし、連作障害防止にかかる取組みを行った農地については水張りを行わなくてもよい。

（注）「水張りを行った農地」とは、主食用水稻、水稻による転作（飼料用米、米粉用米、加工用米、WCS用稻等）の作付を行った農地のこと

今後、水稻類の作付をしない場合、令和9年度以降、水田活用の直接支払交付金の交付はなくなります。

交付対象水田の見直し等を踏まえ、裏面の畠地化促進事業による支援をご検討下さい。

【問合せ先】

大刀洗町地域水田農業推進協議会
TEL：0942-77-6201

畑地化促進事業（R8年度）

[対策の目的]

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進する。

事業内容

1. 畑地化支援

水田を畑地化して、畑作物の本作化に取り組む農業者を支援

2. 定着促進支援

上記の支援を受け、定着化に取り組む農業者を5年間継続的に支援

※ 農業者ごとに、作物や面積等によるポイントが設定され、予算の範囲内で採択。
(予算を超える要望があった場合、採択されない場合があります。)

交付単価

対象作物	1. 畑地化支援	2. 定着促進支援
野菜、果樹、花き、 麦、大豆、飼料作物等	7万円/10a (※1)	2.0万円/10a × 5年間 (※2)

※1 R8年度限りの交付単価

※2 一括(10.0万円/10a)受取り希望も可(希望が受け入れられない場合もあります)

交付要件

- ① R7年度に、主食用米の作付や水田活用直接支払交付金の交付を受けた水田
- ② R8年度からR12年度まで、水稻類の作付を行わず、販売目的とした申請作物等の作付を行うこと
- ③ 申請水田がおおむね団地化されていること
- ④ 借地の場合は、地権者の同意が得られること

備考

- ①当事業を活用した場合、今後、その農地では水田活用の直接支払交付金の交付を受けられません。
- ②当事業を活用した場合、交付対象水田に戻すことはできません。
- ③当事業の取組では、地目の変更は必要ありません。
- ④上記「交付要件」の②に反した場合、交付金の返還をお願いします。

【問合せ先】

大刀洗町地域水田農業推進協議会
TEL：0942-77-6201